

## 専門部会審議経過本審報告書（部会長）

### 1 はじめに

令和3年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月2日に鹿児島県地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計4回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

### 2 審議経過

- (1) 第1回専門部会を7月28日に、第2回専門部会を7月30日に、第3回専門部会を8月4日に、第4回専門部会を8月6日に開催した。
- (2) 第1回専門部会においては、最賃法第25条の申出にあった専門部会の公開・非公開については、本年度も専門部会の審議は非公開とすることが決定された後に、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述は10分以内で行うことが決定され、鹿児島県労働組合総連合より意見陳述が行われた。続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。

労働者側委員からは、文書が示されて、主に、

- ① 最低賃金法第1条は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働者の資質向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」となっており、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うことに変わりはない。
- ② 現在の鹿児島県最低賃金では、健康で文化的な生活を営むことができる水準には程遠い金額となっているので、地域間格差を縮小しつつ、早期に全国平均1,000円に到達したうえで、中期的には1,000円以上を目指している。
- ③ 新規学卒者の半数近くが県外へ就職している現状にあり、他県への労働力流出防止のためにも魅力ある鹿児島の創生に努める必要がある。
- ④ 依然として新型コロナウイルス感染拡大は続いており、景気もコロナ前に回復していないが、ワクチン接種の進展により明るい展望が開かれつつある。
- ⑤ 目安額に当たっては、すべてのランクで28円が出されたことは評価できるが、全国平均1,000円や非正規労働者等の処遇改善からすると不満はある。

使用者側委員からも文書が示されて、主に、

- ① 鹿児島県は、現在ステージⅡの段階ですが、これまでに離島を含め県内で46例のクラスターが発生し、今でも途切れることなく毎日のように感染者が出ており、このところ感染者数が2桁の日が続いている。
- ② コロナの影響の長期化は、鹿児島県の経済に極めて深刻な影響を与えており、一部に巣ごもり需要等で好調な業種・業界が見られる一方、観光産業を主とする本県にとって、特に「人の移動」に関わる宿泊業や飲食業、交通・運輸業を中心に依然として回復の見通しがつかず、極めて厳しい業況が続いている。
- ③ ワクチン接種が進み、感染が収束に向かうことを期待するが、予断を許さない。仮に、今後感染が収束し、「人の移動」に関する制限が緩和されたとしても、鹿児島県の経済活動が元のレベルに戻るには一定の期間が必要であり、いつになればコロナ前の業績水準に回復することができるのか、見通しが立たないのが現状である。
- ④ コロナ禍で企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃上げ率など企業の平均的な状況に着目するのではなく、コロナ禍で影響が深刻な業種における経営状況や支払い能力にしっかりと焦点を当てるべきである。
- ⑤ 去年は、コロナの影響を考慮し、雇用の維持が最優先ということで目安の提示は見送られた。ところが今年は、引き続き事業活動は制約され、景況感もそれほど回復していないのに、28円という過去最大の引き上げ幅は、非常に驚くとともに極めて遺憾に思う。経営者の心が折れて廃業が増加し、雇用に深刻な影響が出るのが懸念される。
- ⑥ 使用者側も賃上げ絶対反対ではない。支払い能力に応じて、上げられるところは上げるべきだと思うが、今回の目安はあまりにも引き上げ幅が大きく、国の意向に重きを置きすぎて、苦境に置かれた事業者の経営実態を無視した目安だと言わざるを得ない。  
とそれぞれ主張されました。

(3) 第2回専門部会においては、労働者側委員からは、文書が示されて、主に、

- ① 地域最低賃金の決定の3要素は、いずれも考慮されるべき重要な要素であって、3つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものであること。特定の産業のみの支払能力に焦点を当てることは適当ではない。10月1日発効を意識した議論を行うべきと考える。
- ② 資料等に基づき、県内一般労働者の所定労働時間の考え方、生計費、労働者の賃金及び雇用状況について、それぞれの状況が示された。
- ③ 地域間格差については、総務省の2019年小売物価統計調査による鹿児島県の消費者物価地域差指数で比較した場合、少なくとも76円の必要である。3要素の状況や地域間格差の是正等を総合的に検討し、40円引き上げて

833円とすることを求める。  
と具体的な金額が提示されました。

使用者側委員からは、統計資料が示されて、主に

- ① 鹿児島県中小企業団体中央会作成の資料では、前月比は横ばいで推移しており、前年度比では大きく改善はしているものの、前年はほとんど動きのなかった状況なので、結果としてはマイナスである。主な業種の景況状況を見ても、巣籠需要で期待できるものもあるが、観光に頼っている食料品製造、サービス業、運輸・倉庫業は厳しい状況となっている。加えて、燃料価格の高騰もあり厳しい状況が続いている。
- ② 鹿児島県商工会連合会の「中小企業景況調査」のデータを提示され、今年の4～6月期は、昨年の4～6月期よりは改善はされているが、「不振」、「極めて不振」から脱していない。業種別景気動向を見ても、一部に改善はみられるが、それぞれの業種が悲壮感を持っている。
- ③ 色々な声を聴いているが、今回は怒っている経営者が多い。使用者側としては、現行水準の維持を主張する。
- ④ 現在の新型コロナウイルス感染状況は、中賃で議論された時期とは、明らかに状況が大きく異なっている。  
との主張がなされました。

(4) 第3回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者側委員からは、

- ① 最賃法にのっとりた形で、健康で文化的な生活を営むことができる賃金が必要であり、地域間格差の是正も重要である。最低賃金を引き上げることは、定期昇給のない非正規労働者にとっては重要なことである。  
とのことで、新たな金額提示はなされませんでした。

使用者側委員からは、

- ① ワーキングプアは理解できるが、事業者も事業活動がなく制約されている状況で支払能力は乏しく、そのような状況にも目を向けてほしい。
- ② あくまでも、現行水準の維持を主張したいが、最低賃金の引上げも必要と思っており、合理的な金額として、3円の引上げを提示したい。
- ③ 現在の新型コロナウイルス感染状況は、非常事態と考えている。発効日を遅らせることはできないのか、経済活動を止められて10月1日にいきなりの発効は如何なものかと考える。  
との主張と具体的な金額が提示されました。

- (5) 第4回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。
- (6) これまで4回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきましたが、労使の景況感、新型コロナウイルス感染症の影響に関する評価、今後の景気への期待感、支払能力に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

### 3 結論

第4回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金793円を28円引上げて、令和3年度の最低賃金を821円としたい。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成5名（公益委員2名、労働側委員3名、使用者側委員0名）、反対3名（公益委員0名、労働側委員0名、使用者側委員3名）となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を821円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここにご報告します。